# 新型コロナウイルス対策(緊急対策強化について)

株式会社サニーライフ 代表取締役 石井由香理

福岡県では新型コロナウイルス感染症が爆発的に発生し、職員の皆さんの身近な場所でも予断を許さない状況です。また、新型コロナウイルス感染症を疑われる職員が発生したことにより、今後の適切な対応について、感染拡大防止に向け、職員間での情報共有を密にしたうえで、連携して取り組みを進めていくこととします。

ついては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策をさらに強化し、取り組みの徹底をお願いします。

職員みなさん一人ひとり、職員の同居家族のみなさんが今までと同様に意識を高め、行動することが利用者様のため、ご家族のため、施設のためになる事を自覚し、下記の留意事項についての対応をお願いします。

対策期間は令和2年8月1日からとします。その後については、感染拡大状況により判断することとします。

記

### 1 留意事項

### A グループホーム

- (1) 利用者様の対応について
  - ・不要不急な外出や病院受診は控える。
  - ・外出行事は中止・延期する。
  - ・医療機関を受診するときはマスク着用するほか、手洗いやアルコール消毒、咳チケットを徹底する。
  - ・こまめな石鹸による手洗いとアルコール消毒液での手指の消毒をする。
  - ・別添の令和 2 年 5 月 11 日厚生労働省発出の「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」に記載されている症状等がある場合、「福岡市 新型コロナウイルス感染症相談ダイヤル」(092-711-4126) に相談する。
  - ・発熱等の風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録する。
  - ・発熱等の風邪症状が見られたら、利用者様にマスクを着用していただく。
  - ・発熱や呼吸器症状など、疑いがある利用者は原則個室にて対応する。
  - ・集団リハビリ等の実施については、三密(密集・密接・密閉)をできる限り避けて実施する。

# (2) 利用者様ご家族の面会について

- ・面会謝絶
- ・特段の事情がある場合、1階ホールや相談室で面会する。
- ・上記面会時、必ずマスク着用する。体調の悪い方(発熱、咳など)は 面会禁止とする。
- ・新型コロナウイルス対策延長について、文書で送付し公示する。

### (3) 職員の対応について

・出勤前に体温を計測し、新型コロナウイルスの症状(37.5 度以上の発熱、強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難))がある場合、管理者に連絡報告し、出勤しない。

- ・出勤時、マスクを着用し石鹸による手洗いとアルコール消毒液での手指の消毒を行い、体温測定をする。それを記録シートに記入する。
- ・業務中はマスク着用し、こまめな石鹸による手洗いとアルコール消毒液での手指の消毒をする。
- ・出勤時や業務中、37.5 度以上の発熱がある時は管理者に報告し指示を受ける。
- ・別添の令和 2 年 5 月 11 日厚生労働省発出の「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」に記載されている症状等がある場合、「福岡市 新型コロナウイルス感染症相談ダイヤル」(092-711-4126) に相談する。
- ・外部研修の参加、ボランティア、実習生等は禁止する。
- ・ドアノブ、手すりなど次亜塩素酸ナトリウムによる消毒をこまめに行うなど、事業所内の清潔保持に努め、チェック表に記載する。
- ・居室、デイルームなどは定期的(1~2時間に1回10分)に窓を開け、換気を実施する。
- ・集団リハビリ等の実施については、三密(密集・密接・密閉)をできる限り避けて実施する。
- ・人混みなどへの不要不急の外出等は、できる限り避けて日常生活を送るように努める。
- ・職員のみならず、同居家族を含め職員と接触する可能性があると考えられる者についても、換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間(ライブハウス、カラオケボックス、雀荘、ビュッフェスタイルの飲食、自宅等での大人数での飲み会等)に集団で集まることを避ける等の対応を徹底する。
- ・濃厚接触が疑われる職員は、状態や状況を正確に速やかに、管理者に報告し、会社側の判断のうえで、 出勤停止し自宅待機する。(自宅待機の判断は、職員の報告、発熱等の症状の有無、保健所等の指示に従い、会社側で判断する。)
- ・感染が疑われ、自宅待機中の職員は、状態や状況を正確に管理者に随時報告する。
- ・感染が疑われた職員が発生した場合は、事業所内で情報を共有し、濃厚接触が疑われる職員の特定、濃厚接触が疑われる利用者への対応、事業所内外間の協力体制を含めて対応について決定する。
- ・県外への不要不急の外出を禁止する。(GOTO トラベル期間中であるが、旅行は禁止とする。)
- ・職員会議や委員会、研修等を開催する場合は、三密(密集・密接・密閉)を避けて開催する。
- ・担当者会議については、資料の回覧や意見照会等、書面のやり取りの対応をする。
- ・国が作成したポスターを利用者様や職員が見える所に掲示する。

### (4) 往診(協力医療機関)について

- ・利用者様の日常生活上必要であるため、往診による来所は可とする。
- ・来所時、石鹸による手洗いとアルコール消毒液による手指の消毒をする。
- ・各医療機関の新型コロナウイルス対策に基づき往診する。
- ・生活機能向上連携加算、口腔衛生管理体制加算のための利用者様のアセスメント等の来所は可とする。

### (5) 訪問マッサージについて

・業者の立ち入りを禁止する。

### (6) 訪問理美容について

・令和2年7月1日から規制緩和措置を行いましたが、同年8月1日から業者の立ち入りを禁止する。

### (7) 関係業者の対応について

- ・業者の立ち入りを禁止する。
- ・商品等の受け取りは1階玄関とする。

- ・体調不良の方の訪問は禁止とする。
- ・担当者会議等は照会にて専門的意見を確認し対応する。
- ・各業者に感染対策を講じているのかを確認し、体温測定等の実施などしていない業者については、訪問 時体温測定を実施し体調確認する。

# B 小規模多機能センター

### (1) 利用者様の対応について

- ・通いサービスのお迎え時、訪問サービス時に利用前の検温を実施する。
- (自宅で検温可能な方は事前に検温していただくように協力依頼する。)
- ・検温にて37.5°C以上の発熱が認められる場合は通いサービスの利用を中止する。ご家族と連携を図り、可能な限り自宅にて必要な支援を提供する。ご家族が支援できる場合は、ご家族に協力依頼する。
- ・過去に発熱等が認められた場合、解熱後 24 時間以上経過し、かつ、呼吸器症状の改善が認められるまでは利用を中止する。
- ・利用を再開する場合は、管理者、介護支援専門員、看護師と協議の上判断する。
- ・解熱及び呼吸器症状改善後、利用している時も検温・マスク着用の対応を継続し健康状態の観察をする。
- ・不要不急な外出や病院受診は控える。
- ・外出行事は中止する。
- ・医療機関の受診はできる限りしない。やむを得ず医療機関を受診するときはマスク着用するほか、手洗いやアルコール消毒、咳チケットを徹底する。
- ・こまめな石鹸による手洗いとアルコール消毒液での手指の消毒をする。
- ・別添の令和 2 年 5 月 11 日厚生労働省発出の「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」に記載されている症状等がある場合、「福岡市 新型コロナウイルス感染症相談ダイヤル」(092-711-4126) に相談する。
- ・発熱等の風邪症状が見られたら、利用者様にマスク着用の必要性を説明しマスク着用する。
- ・通いサービス利用中、発熱や呼吸器症状など、疑いがある利用者は原則個室にて対応し、通いサービスを中止し、ご家族と連携を図り可能な限り自宅にて必要な支援を提供する。
- ・集団リハビリや体操等の実施については、三密(密集・密接・密閉)をできる限り避けて実施する。

# (2) 利用者様ご家族について

- ・担当者会議は、代替措置として電話・FAX等を活用し聞き取りで行うことを原則とする。
- ・「新型コロナウイルス感染拡大防止に関する協力依頼(継続のお願い)」の文書を送付し、協力依頼する。

### (3)職員の対応について

- ・出勤前に体温を計測し、新型コロナウイルスの症状(37.5 度以上の発熱、強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難))がある場合、管理者に連絡報告し、出勤しない。
- ・出勤時、マスクを着用し石鹸による手洗いとアルコール消毒液での手指の消毒を行い、体温測定をする。それを記録シートに記入する。
- ・業務中はマスク着用し、こまめな石鹸による手洗いとアルコール消毒液での手指の消毒をする。
- ・出勤時や業務中、37.5 度以上の発熱がある時は管理者に報告し指示を受ける。

- ・別添の令和 2 年 5 月 11 日厚生労働省発出の「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」に記載されている症状等がある場合、「福岡市 新型コロナウイルス感染症相談ダイヤル」(092-711-4126) に相談する。
- ・ドアノブ、手すりなど次亜塩素酸ナトリウムによる消毒をこまめに行うなど、事業所内の清潔保持に努め、チェック表に記載する。
- ・居室、デイルームなどは定期的 $(1 \sim 2$ 時間に1 回 1 0 分) に窓を開け、換気を実施する。
- ・集団リハビリや体操等の実施については、三密(密集・密接・密閉)をできる限り避けて実施する。
- ・人混みなどへの不要不急の外出等は、できる限り避けて日常生活を送るように努める。
- ・職員のみならず、同居家族を含め職員と接触する可能性があると考えられる者についても、換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間(ライブハウス、カラオケボックス、雀荘、ビュッフェスタイルの飲食、自宅等での大人数での飲み会等)に集団で集まることを避ける等の対応を徹底する。
- ・濃厚接触が疑われる職員は、状態や状況を正確に速やかに、管理者に報告し、会社側の判断のうえで、 出勤停止し自宅待機する。(自宅待機の判断は、職員の報告、発熱等の症状の有無、保健所等の指示に従 い、会社側で判断する。)
- ・感染が疑われ、自宅待機中の職員は、状態や状況を正確に管理者に随時報告する。
- ・感染が疑われた職員が発生した場合は、事業所内で情報を共有し、濃厚接触が疑われる職員の特定、濃厚接触が疑われる利用者への対応、事業所内外間の協力体制を含めて対応について決定する。
- ・県外への不要不急の外出を禁止する。(GOTOトラベル期間中であるが、旅行は禁止とする。)
- ・職員会議や委員会、研修等を開催する場合は、三密(密集・密接・密閉)を避けて開催する。
- ・担当者会議については、代替措置として電話・FAXを活用し照会や聞き取りで行うことを原則とする。
- ・国が作成したポスターを利用者様や職員が見える所に掲示する。
- ・外部研修の参加、ボランティア、実習生等は禁止する。

# (4) 生活機能向上に関する計画書作成等について

- ・生活機能向上連携加算に関する利用者様のアセスメント等の来所は可とする。
- ・来所時、石鹸による手洗いとアルコール消毒液による手指の消毒をする。
- ・各医療機関の新型コロナウイルス対策に基づき来所する。

### (5) 訪問マッサージについて

・業者の立ち入りを禁止する。

# (6) 訪問理美容について

・令和2年7月1日から規制緩和措置を行いましたが、同年8月1日から業者の立ち入りを禁止する。

### (7) 関係業者の対応について

- ・業者の立ち入りを禁止する。
- ・商品等の受け取りは1階玄関とする。
- ・体調不良の方の訪問は禁止とする。
- ・担当者会議等は照会にて専門的意見を確認し対応する。
- ・各業者に感染対策を講じているのかを確認し、体温測定等の実施などしていない業者については、訪問 時体温測定を実施し体調確認する。